

第3回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和6年3月5日（火）
- 2 開会日時及び場所
令和6年3月5日（火） 午後1時55分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和6年3月5日（火） 午後4時05分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三	5番 山崎 正典
6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美	9番 徳永 玉義
11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸	13番 坂本 博	14番 東 康敬
15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝	17番 小筏 正治	18番 林田 剛
19番 馬場 保			

(2)欠席者（2名）

1番 松尾 茂敏 10番 草野有美子

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
参 事 補	酒井 伸也
農林水産部長	田口 文武
農林課課長	岩本 忠彦
農林課班長	久保田利之
農林課課長補佐	宮本 忠房
農林課主査	黒川 康介
農林課主査	小田 暁久
農漁村整備課課長	松竹 隆範
農漁村整備課班長	横田 俊介
人事課課長	稲本 建治

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第3 議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第12号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）について

7 農政推進に係る協議事項

(1) 令和5年度雲仙市農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の回答について（市長部局）

(2) 雲仙農業振興地域整備計画変更（全体見直し）への意見聴取について（農林課）

(3) 農地利用最適化推進委員の内定について

8 その他

午後1時55分開会

○事務局長（高木 謙次君） それでは、ただいまから令和6年第3回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

議事進行上発言される場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

今回、議案第12号の農業経営基盤強化促進法の決定では森崎委員が関係者ですので、議事には参与することができませんが、農業委員会の意志により参考人として出席し、説明等のための発言は差し支えありません。また、他の案件についての意見を求めるため、最後の議決時に退出していただくことでよろしいでしょうか。

本日は、松尾委員、草野有美子委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しております。会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さん、こんにちは。いろいろ足元のお悪い中、また、農作業等々ご多忙の中にご参集いただきまして大変ありがとうございます。年度末ということもありまして、なかなかせわしい時期ではございますけど、どうかよろしくお願ひしたいと思っています。

それでは、早速ですけど、総会のほうに入らせていただきます。

ただいまから、令和6年第3回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規定第12条の規定により、16番、笠原勝委員、17番、小筏正治委員、

両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第9号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第6、議案第13号、農用地利用集積等促進計画（案）についてまでの議案5件となります。

それでは、日程第2、議案第9号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第9号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号79番から91番まで13件の申請があります。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長、お願いします。

○委員（13番 坂本 博君） 議席番号13番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号79番から86番です。

申請番号79番は、宅地と合わせて売却したい申請地を市外からの移住希望者が家庭菜園程度から農業を始めることで譲り受ける案件です。

申請番号80番は、譲受人が規模拡大のため譲り受ける案件です。

申請番号81番は、譲渡人が耕作できないため、規模拡大のため譲り受ける案件です。

申請番号82番は、耕作できない農地を現住所は福岡になっておりますが、1週間に5日間は島原のほうで農業をしている譲受人が規模拡大で譲り受ける案件、島原の農業委員会の確認済みです。

申請番号83番は、耕作できないため、耕作利便のため譲り受ける案件。

申請番号84番は、親から農業後継者へ贈与する案件。

申請番号85番は、84番の後継者が規模拡大のため、借り受ける案件。

申請番号86番は、市外からの移住者が宅地と合わせて売却希望の農地を住宅と一緒に購入する案件です。

以上です。

申請番号79番から86番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号79番から86番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 79番から86番についてご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長お願いいたします。

○委員（16番 笠原 勝君） 議席番号16番、中部調査会副会長の笠原です。

中部調査会関係分は、申請番号87番から89番です。

申請番号87番は、経営移譲で後継者へ全て所有権移転していた農地を相続財産清算人が選任されたことにより、以前自分の農地であった農地を購入することになった案件です。

申請番号88番は、譲受人が規模拡大のため譲り受ける案件です。

申請番号89番は、譲渡人が耕作できないため、親戚である譲受人に贈与する案件です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号87番から89番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○委員（5番 山崎 正典君） すみません、いいですか。お聞きしますけど。

○議長（馬場 保君） 山崎委員。

○委員（5番 山崎 正典君） 贈与というと、ここ1町1反規模ですね。これ、もらったときに、もらったほうは贈与で、それとも、場所次第でだいぶかかってくるところが、土地の評価額次第けど、もらった田の、だいぶ出したかもしれんけれど、譲り受けて、結局贈与税が結構かかるというパターンもあるっちゃ分らないで。

○委員（14番 東 康敬君） この件は、生前贈与ですよね。生前贈与は猶予されると、贈与税は。だから、親が今度は亡くなれば、相続になるわけですかいいね。だから、その土地を、もしも第三者に売れば、贈与税をかかった分だけ払わないかんということです。売ればです。売ればですね。（発言する者あり）生前贈与はそのまま猶予です、贈与税が。

○事務局長（高木 謙次君） 一応、基礎控除が110万円ありまして、それも多分考えられてのことだと思います。

○議長（馬場 保君） この点はよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） そしたら、87番から89番について、ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、続きまして、西部調査会長お願いします。

○委員（3番 田島 真一君） 議席番号3番、西部調査会長の田島です。

西部調査会関係分は、申請番号90から91番です。

申請番号90番は、相続財産清算人が耕作利便のため、譲受人に譲り渡す案件です。

91番は、耕作できないため、既に耕作している譲受人に譲り渡す案件です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号90番から91番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、議案第9号、申請番号79番から91番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第10号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書8ページを御覧ください。

〔議案第10号の朗読〕

議案書9ページ、申請番号16番の1件の申請があっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、西部調査会長から案件について、説明をお願いいたします。

○委員（3番 田島 真一君） 議席番号3番、西部調査会長の田島です。

西部調査会関係分は、申請番号16番です。

申請番号16番は、農振白地、10ヘクタール未満の集団の中にある農地で第2種の農地と判断しました。申請目的は資材置場で、小浜町内に資材置場がなく、今回申請することになった。業務上必要な施設で、許可に関して特に問題ないものと思われま。

申請番号16番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号16番について、ご質疑がありましたらお願いします。小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） 資材置場ってなるとですけど、建設屋さんが資材置場を持たんげな仕事されんですけど、これ、資材置場に対しての面積が決まってるんですか、このぐらいだけと。その建設会社の規模に応じて、資材置場だけっていうのか。それか、面積は関係なしに許可を取るとなるわけですか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局次長（内田 啓輔君） 別添2の5ページのところに資材置場の事業計画というのがございまして、こういった計画で資材置場を利用したいということで、計画がございまして。この辺を見て、適正か適正じゃないかというようなところになるかと思えますけれども、その面積の許容範囲につきましては定まっていないようでございます。

転用の一般個人住宅が500m²という面積の制限はあるようなんですけれども、ほかに制限は、とんでもない広さはあり得ないと思うんですけど。

○委員（17番 小筏 正治君） 計画書書いて上がっているけどさ、資材置場やったら、どのくらいまでと言えはるものかね。じゃ、ないということですか。

○事務局長（高木 謙次君） 一応、転用指針の中では、宅地で、農家住宅か一般住宅かで決まっているだけで、それ以外の面積については記載はなかったように思います。

○事務局次長（内田 啓輔君） 先ほど言いました、上限はないんですけど、例えば3,000m²を超えたら、もう県の許可になるとか、そういった、この許可じゃなくて県の許可になるとか、そういった部分はございます。だから、時間もかかりますよというような。

○委員（17番 小筏 正治君） はい。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第10号、申請番号16番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書10ページを御覧ください。

〔議案第11号の朗読〕

議案書11ページ、申請番号63番から67番の5件の申請があっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について、説明をお願いいたします。

○委員（13番 坂本 博君） 議席番号13番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号63番から64番です。

申請番号63番の申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第1種農地

と判断しました。しかしながら、例外的に申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（住宅・事務所・店舗・理髪店・作業場）であるため、許可に関して問題ないと思われます。

続きまして、64番の申請地は、農振白地、宅地等に囲まれた農地で、第3種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。線路沿いの農地で、住宅の建設を線路沿いを広めにとって建設するということで、申請面積は約800m²となっていますが、有効面積はそれより少なくなることで、許可に関しても特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号63番から64番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） この個人住宅の場合、大体500m²というような基準があると思うんですけど、そこはだんだん広うなりよるけど、どがんなん。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局次長（内田 啓輔君） 私のほうから。まず63番、国見町の案件につきましては、転用面積は733m²となっておりますが、これにつきましては、事務所、作業所及び倉庫ということでよろしいかと思うんですけど、64番ですね、お尋ねになっているのが、一般個人住宅用地ということで、801m²でございます。その要件からいけば、500m²までが転用の上限といえますか、制限があるんですけども、この当該農地につきましては、形がいびつでございまして、ひし形になっております。家を建てた場合に有効、先ほど調査会長からもありましたけども、家を建てるような有効面積としましては、800m²ありますけども、それより少なくなるということで、あと線路が通っております。隣ですね。そういった関係で、線路よりも家をちょっと離して建てるようなことになるという部分で、全部800、500超えますけども、この場合については致し方ないだろうというような判断でございます。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、あんまり極端に設置したものを、500を極端に超えた場合は、もう、やっぱり畑に300は300残させたほうがようがなかったですか。個人住宅でそのままいつてるの。500あったら十分建つと思う。

○議長（馬場 保君） 調査会長さんから何か。小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） ここの案件が調査会にも出たんですよ。広過ぎやせんかということで。ここうちの近くになるんですけど、この道路からですね、ずっと宅地にした場合、奥のほうは水も何もなかでしょうね。下道で。それでやると、300ぐらい広がるばってんなということで。

○委員（15番 森崎 茂徳君） これだけには言いよらんじゃけど、今はずっとだんだん広がってしまiyorけっていう。前はもう500で駄目って言うてから、それだけ減らしよるとあるやろ。それ

がよう分からななとこで。（発言する者あり）そうやって、安全上のそういう許可ば、もう、しょっちゅう出しよるけど、だんだん広がってしまうけんというルールを与えた。

○事務局長（高木 謙次君） 一応、転用指針では、一般個人住宅は500m²という、一応基準はあるんですけども、500m²を超えるような場合、総合的に判断して、500m²を超えても許可できるような案件なのかどうかというのは、理由書というのは必ず500m²を超えとつけてもらっております。そういった中の記載で。（発言する者あり）

それとこう、個人の判断でしようけれども、やっぱり子供の安全性とか考えてから、線路から4メートルから十何メートル引っ込めて、そこから下へここ建てないと危ないということもあり。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 全体的にどんどん面積が増えているということで。（発言する者あり）

○事務局長（高木 謙次君） そうですね。500m²にこう、かちつとこう、なかなか、超えたら駄目というわけにはいかないところもあるんで、そこは総合的に皆さんで判断していただきたいなというふうに考えます。（「分かりました」と言う者あり）

○議長（馬場 保君） ほかに何かご意見ございませんか。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 一般住宅の801の件ですけど、森崎委員が言わすこと、この建築面積が147.6じゃなかですか。そうしたときに、それは、今言われる、いろいろ4メートル離してどうだこうだというところあるけど、本当に畑が畑として残されんやったのかなと。800の中に147だから、ちーとどげんかならんとか。その場所がこうなって、こうなってとか言わすばってん、何か147ぐらいのために800もいっとかなという気持ちがあるし、どうしても、森崎委員が言わすこと、本当、ずっと当たり前のごとなつてきよるねという、やっぱり、もう以前すれば。とすれば、ちょっと、何か見に行くほうのあれも当たり前やと、頭から500m²というの。500m²というのとじゃなくて、300でもよかとですけん。家建てると思えば。140ぐらいの平米やったら、300ぐらいとでも十分やし、頭から500という、500よりも、500にした場合、今度はもうちょっとあれした分は、面積的に形状がどうだこうだって頭から500じゃなかってよかつちやないかなと思って。500まではよかよかつていう発想の下に現地があるよと、現地よりはそうなるでしょう。

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 僕が現地確認に行ったときに、常態的な耕作放棄地ですよね、荒れた畑であったとさ。あれをやっぱり再生をするのも、残して再生をするとなったとき、誰がするかとなったときに、恐らくもう山にならせんかと思うところあるですよ。現地調査の結果の中ではですね、本当にもう耕作放棄地の黄色から、もう先は赤になりそうな状態のところ、今の現状がやっぱり、現地調査のときにはそうだった。

だから、判定はどこになっちゃうのか、黄色になっちゃうのか、国見は……（発言する者あり）緑やる。

○委員（１７番 小筏 正治君） どんくらいやったらよかとですね。５００以上で、１割が２割、（発言する者あり）７００と８００となると、だいぶ多い。今まで許可していても、もう、やっぱりある程度の制限というのはこれからはかけてほしいなという。

○委員（２番 内田 弘幸君） さっきより東委員が言いました耕作放棄地みたいになっているということであって、そういうところであれば、１反でも２反でもよかとぼっていうことになっていくとですたいねって言いよったんです、話は。もう、それば分筆したところで、もう農地としては使われんし、今、荒れとるし、もう、これば誰が管理しとるかということで、誰も管理ばせんならば、１反でも一般住宅でよかとかと、そういうことになっていくとですよ、話が。そこに、結構８０１の中に建て面積を超えたら１４７㎡、１４７．６㎡となつとるけん、建築面積が。そうしたときにも、現地がどうだと言われて、耕作放棄地化しとるけん、じゃ、１反でもよかとかと。

○議長（馬場 保君） 池田委員。

○委員（４番 池田 兼三君） ４番ですけど、今の５００㎡ぐらいの問題で、これに引っかかるということで、申請の時点で、これは事務局が理由書をつけさせたわけですよ。これらは何ですか。

○委員（２番 内田 弘幸君） そこのところで問題があるわけですよ。そういう主導をしてこられたわけですよ。それに今の森崎議員の言われたことだけど、やっぱりそこのところで事務局もやっぱり最後ですよ。理由書をつければ、そんなら、極端に言えば、どこでもいいんかとなれば、そこにまた５００㎡の制限の問題が出てくると思うんですね。受付時点では、やっぱり慎重に受けていってくださると思うんです。

調査会では、これはこういう報告をするでしょう。後で、いろいろ必要なことですよ。問題が出てくるけんですよ。それを言えんとやったら、事務局の段階で、やっぱり丁重に対応しかないと思うので、これはこれで、５００以内というのは、分かっちゃうことです。

○委員（１７番 小筏 正治君） この土地の周りほとんど宅地なんですよ。ここの一部に農地があるぐらいで、周りもほとんど宅地なんです。もう、今から先、潜在性が高くなるようなところではないとは、ちょっと……。

○事務局長（高木 謙次君） 一応、事務局で受付をしてから、現地のほうに確認に行っているんですね。行った中で、一応許可相当じゃないかということで、一応判断させてもらっていますので。後は、皆さんが、農業委員の皆さんがどういうふうに判断されるかということになると思います。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） それでは、よかですか、この件は。一応、東部のほうで納得されて承認みたいな形で、今、総会に上がってきておりますので、今回はやむを得ないというような形ですけど、今後

は、やっぱり原点に帰ったやり方をお願いいただければと思います。

○委員（１４番 東 康敬君） ４条申請もあったけど、これも転用で、４条で上がった中で、３万のうちの千何百 m^2 だったわけですね。分筆も何もせずに、こんだけっていてもよかわけです。やっぱり（発言する者あり）いやいや、結局、これで半分ないより、半分なら半分の分筆をするといえ、分筆代がかさむっちゃ、かかるわけですね。じゃけ、それをせずに、こんだけ分、転用ということで、（発言する者あり）家建てたらごめん、そういう格好でもよかわけですか。

例えば、今言うように、８畝やったいな、８畝ではないんじゃないけん、分筆をすれば３０万円ぐらいかかれば、結構多額がかかる中で、５００ m^2 でもいいけど、分筆をして、地番をつくらないかもんか。それとも、一括して、こういう形で買って、こんだけ宅地にしますということでもいいものか。そこら辺どうなんですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明できますか。

○事務局長（高木 謙次君） 一応、宅地にしてから残りは残すけど、そのまま１筆のままでいいかという質問ですね。それ、分筆してからやったほうがいい、登記は書き換えないといけないと思います。

○委員（１８番 林田 剛君） 今のところ、案件に関しては許可はせざるを得ないところですが、今後のことも、やっぱりこの代理人の行政書士の先生あたりにも一応の限界の５００ m^2 の縛りで、ちょっと引かかるから協議の対象になったということをお知らせいただいて、次からのこういう、やっぱり注意喚起はされておいたほうがいいんじゃないかと思いますけど。この前もできた、その前もできたけん、大丈夫、大丈夫でずっと申請はできても、それは多分協議する結果で、この人たちが窓口になるので、農業委員会に何か聞くことは、一口に５００ m^2 の壁を言うってことは、そういう話もなかった場合は、よく行政のあたりが窓口になるので、そこら辺に確認とかお願いをされておいたらいいと思います。

○委員（１７番 小筏 正治君） ５００、どのくらい以上超えたら悪いのかって、６００でも駄目なのか、５５０でも駄目なのかと。

○事務局次長（内田 啓輔君） 一応参考にですけど、その５００ m^2 までできるというのは長崎県だけとか、長崎県の基準だそうなんです。本当は、農地法でいけば制限はないんですね。ですの、例えば福岡・熊本の業者が転用したいと来て、いや、５００までなんですって言ったときに、どこに書いてあったのって言われたときには、何も言えないとですね。

長崎県として一応基準を設けてやっているというような部分がございますので、それをもうガチガチに守っていくというのも、ちょっと成し難いような部分もあるんですけど、長崎県としてはある一定の基準を持ってやろうというような足並みといいますか、そういうのがありまして、一応５００までという基準でやっているようでございます。ちなみにですね。

○委員（１４番 東 康敬君） そうすれば、転用で県外の人がすれば、それは通っていくということになるわけ。

○事務局次長（内田 啓輔君） 申請がございましたら、一応長崎県の基準はこうですよとはお伝えして。

○委員（１４番 東 康敬君） それ、長崎県のことを言うてでも、県外の人が、長崎県だけで何で通せんのかという形から言われたときに、法的にはどっちが勝つのか。

○事務局次長（内田 啓輔君） 農地法で言ったら、制限がないんですけど。

○委員（１４番 東 康敬君） そうすれば、ちょっとおかしいじゃないかということになって（「例えばの話じゃろうが」と言う者あり）

○事務局次長（内田 啓輔君） 駄目ですとは言えないかと思いますけど。

○委員（１４番 東 康敬君） そうするんなら、この案件も５００という縛りはするなって言われている、一緒じゃなかった。県外に住んだ人も長崎県の人が申請をするのを平等に扱えというのが当たり前ですよ。そういう定義があるんやったらな。（発言する者あり）そこら辺はちょっと……。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） その場合さ、雲仙市だけはここで協議をするけどさ、ほかの県にあるんじゃろ、ほかの市町村は。県で協議したときに、どのくらいまで通しよるか、それは……。（「よそからの県がね」と言う者あり）

○事務局長（高木 謙次君） ちょっと確認できていないんで、ちょっと聞いてきて……。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） いやいや、会議のときにさ、よその市町村がどのくらいの県が許可をしようか、それを確認しとってほしい。

○事務局長（高木 謙次君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） それでは、申請番号６３番から６４番についてないので、続きまして、中部調査会長お願いいたします。

○委員（１６番 笠原 勝君） 議席番号１６番、中部調査会副会長の笠原です。

中部調査会関係分は、申請番号６５番から６６番です。

申請番号６５番の申請地は、農振白地１０ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第２種農地と判断しました。申請目的は、一般個人住宅です。

続いて、６６番の申請地は、農振白地、宅地等に囲まれた農地で、第３種農地と判断しました。申請目的は、農業用施設です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号65番から66番についてご質疑がありましたらお願いします。林田委員。

○委員（18番 林田 剛君） 関連してです。申請番号66番の方は、住所が時津町になっていますが、この方は通いでの状態ということですか。

○議長（馬場 保君） 笠原委員。

○委員（16番 笠原 勝君） これは、調査会の中でもそういう疑問があったんですけども、この申請者は、この申請地のすぐ近くにご自宅があられる中で、通われているそうです。それで、（「実家」と言う者あり）実家です。今住んでいるところが時津町みたいなんですけれども、愛野でジャガイモをつくったりとかされているような感じです。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして西部調査会長、お願いいたします。

○委員（3番 田島 真一君） 議席番号3番、西部調査会長の田島です。

西部調査会関係分は、申請番号67番です。

申請番号67番の申請地は、農振白地、10ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。

申請目的は、一般個人住宅です。許可に関しても特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号67番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第11号申請番号63番から67番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第12号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書13ページを御覧ください。

〔議案第12号の朗読〕

議案書14ページ、整理番号1番から議案書33ページの整理番号33番までです。整理番号1番

から7番までは貸借に係る案件、整理番号8番から13番までは所有権移転に係る案件、整理番号14番から33番までは農地中間管理機構に貸し付ける配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは、別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第12号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号1番から7番についてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に所有権移転に係る申請番号8番から13番について、ご質疑ございませんか。

○委員（14番 東 康敬君） ちょっとよかですか。

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。この経営基盤強化法の売買ってというのはいつまでに決まっているわけですか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 基盤強化法は、一応経過措置が取られておりまして、もう法は改正されているんですけれども、令和7年3月31日までとなっています。それ以降は、中間管理機構になっています。

○委員（14番 東 康敬君） 全国の。

○事務局長（高木 謙次君） はい。

○委員（14番 東 康敬君） 7年の3月31日。

○事務局長（高木 謙次君） はい。決まったようです。

○委員（14番 東 康敬君） これは中間管理機構に移行したときに、経営基盤強化法の売買と全く一緒のような方法のやり方ですけど、今度は違うんですか。

結局ほら、経営基盤強化法自体は、認定農家であって800万までは売買に関しては無税じゃなかですか。それを農地バンクに受け継いだときに、この今の経営基盤強化法の有利な売買のあれで、そのまま継続していくのか、また変わっていくのかです。そこらまだ分かん。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） すいません、ちょっと後で確認させてもらっていいですか。今ちょっと、はい、分かりません。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に農地中間管理事業に係る申請番号14番から33番について、ご質疑ございませんか。

森崎委員が関係しておりますので、退室をお願いします。

〔15番 森崎委員 退室〕

○委員（17番 小筏 正治君） ちょっとよかですか。

○議長（馬場 保君） 小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） さっき東君の分で、基盤強化が来年の7月31日までだったら、7年の3月。今のところ基盤強化で契約をした人が、1年後は返らんの、超過の関係で。

○事務局長（高木 謙次君） 契約は継続するので。

○委員（17番 小筏 正治君） うん、継続は継続。

○事務局長（高木 謙次君） 新たに利用権設定をする場合が機構になっておると。

○委員（17番 小筏 正治君） これから全部は、1年全部新たにはできない。

○事務局長（高木 謙次君） 全部それで打ち切りじゃなくって、新たに利用権設定をしようとする場合は、機構法に変わるんで。

○委員（17番 小筏 正治君） そしたら、今しとけばそのままでよかたいね。

○事務局長（高木 謙次君） そうですね。

○委員（17番 小筏 正治君） ということ。はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。14番から33番までにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

失礼しました。議案第12号は、農業経営基盤強化法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農地利用集積計画を決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

〔15番 森崎委員 入室〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので、報告します。

次に、日程第6、議案第13号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書34ページを御覧ください。

〔議案第13号の朗読〕

議案書35ページ、整理番号1番です。資料は別添3を御覧ください。この議案については、前年まで農地中間管理機構を介した貸借のうち、配分先のみを変更する分で上がってきていた案件であり

ますが、基盤強化法の改正で配分先のみの変更部分が法の中で削除されていることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、案として作成し、承認をもらった上で農林部局へ要請するものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第13号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

○事務局（酒井 伸也君） 次の会議は3時10分から開始したいと思います。

午後3時00分休憩

.....

午後3時05分再開

○議長（馬場 保君） それでは、ちょっと定刻よりも早いですけど、始めたいと思います。

ただいまより農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

それでは、早速、本日の協議に入ります。

令和5年度雲仙市農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の回答について、事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 今年の1月5日に、市長のほうに提出しておりました令和5年度雲仙市農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の回答について、担当課より回答についての説明にいられていますので、説明を受けたいと思います。

○農林水産部長（田口 文武君） 皆さん、こんにちは。農林水産部長を仰せつかっております田口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

一言だけご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

雲仙市農業委員の皆様におかれましては、日頃より雲仙市の農業振興にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

皆様ご承知のとおり、現在の農業農村を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化に加え、産地間競

争の激化、肥料や燃料価格の高騰、異常気象と思えるような高温多雨、台風の大規模化など非常に厳しい状態にあるというふうに認識しております。

このような中、市関係部局と農業委員会におきましては、双方が連携をし、農業経営の安定と地域農業の振興を図っていかねばならないというふうに思っております。

本日は皆様方から頂きましたご意見、ご要望に対しまして回答をさせていただく機会を頂きました。この後、各担当課より回答をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

なお、最後に、今後とも農業委員会と連携を図りながら農業経営の安定と地域農業の振興、発展のために取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

すいません、私ごとですけれど、もう一つちょっとどうしても外せない会議がありまして、この後失礼をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局（酒井 伸也君） それでは、先ほどお手元にお配りしました意見書のホッチキス留めの資料、1項目めから5項目ありますので、1項目めから順番に回答の説明を受けたいと思っております。

それでは、1項目めの遊休農林の発生防止・解消対策について、農林課のほうからお願いします。

○農林課班長（久保田 利之君） 農林課の久保田です。座って説明させていただきます。

回答といたしまして、耕作放棄地解消においては、関連事業を取りまとめた市独自のパンフレットを作成し、各町の農林系農業者の総会や各種会合に参加し、周知・説明を行っており、また、認定農業者及び認定新規就農者に郵送して周知を図っているところです。

特に市単独の光り輝く雲仙力アップ事業における耕作放棄地解消メニューについては、農業者が活用しやすいように年々要件の見直しを行っており、令和3年度で実績といたしまして4.1ヘクタール、令和4年度5.5ヘクタール、令和5年度は見込みでございますが、1.1ヘクタールの活用実績がございます。

要望にあります農地中間管理機構関連農地整備事業においては、事業費に係る農家負担がゼロということで、非常に魅力的な事業でございますが、その分事業要件も厳しいものがあり、活用を検討している地区においては、農漁村整備課と連携し準備会等の会議に何度も足を運んでおり、粘り強く地元と協議を重ねている状況をご理解いただければと思います。

現在、農林課においては、将来の地域農業のマスタープランとなる地域計画を令和6年度完成に向けて策定中ではありますが、その中で、将来の耕作者を話し合う協議の場においても、担い手への農地集積や耕作放棄地の解消などの農地の有効活用について話し合い活動を継続しているところでございます。

そのような中で、耕作放棄地が懸念される瑞穂町の山間部の農地約3.5ヘクタールについて、狭小で耕作条件が悪い農地がほとんどですが、地域との話し合いを重ねながら、地域外の新規就農者を呼び込み、今年度より果樹栽培に取りつけたことにより、未然に耕作放棄地化を防いだ事例もございます。

また、昨年１１月から地域おこし協力隊制度を活用し、農村活性化支援員を１名採用し、耕作条件が悪い農地の有効活用について、有機農業との連携や市民農園としての活用、ＳＮＳを通じた移住者・定年帰農者・農業初心者への紹介など様々な方法を研究・模索しており、３年の任期期間において、少しでもそのような農地の有効活用につなげることを目標に活動をお願いしているところです。

○事務局（酒井 伸也君） ありがとうございます。続きまして、農漁村整備課からお願いします。

○農漁村整備課班長（横田 俊介君） 農漁村整備課の横田と申します。よろしくお願いします。座って説明をさせていただきます。

基盤整備事業については、地元からの申請事業であり、要望があった地域において地元受益農家へ事業についての説明会や意見交換会などを行い、地元がまとまった地域において事業推進組織を形成し、事業の各種検討や事業区域の選定を行っていく流れとなります。

事業の推進については、地域内の農家や地権者の意向を十分に把握し、地域の合意形成を図っていく必要があります、特に検討が必要となる項目がございます。

１つ目に、推進組織を中心とした推進と合意形成、仮同意の取得９５％以上が必要となります。

２つ目に、担い手の選定。

３つ目に、事業申請エリア外周部の地区外農家への周知。

４つ目に、未相続農地の取扱いと相続関係者の意向調査。

５つ目に、担い手への農地集積計画と営農計画。

６、埋蔵文化財の協議と調整。

７、畑地かんがいの水源確保。

８、事業の整備水準。

以上の８項目につきましては、特に調整に時間と手間を要するものであり、事業の採択後の実施にも影響を与えることから、事業推進段階において、地元事業推進組織を中心に市や県と一体となり、地元関係農家からの合意形成を得ながら推進を行っていくことが必要であります。

農地中間管理機構関連農地整備事業の現在の推進状況としまして、国見２組織、吾妻３組織、南串山１組織の計６組織につきましては、事業推進組織が設立され、各地区の進捗状況に応じて検討会を開催していますが、吾妻町の湯田川・大塚川地区におきましては、地元の事業推進組織を中心に検討会を開催し、準備段階における問題点等を解決し、計画作成、事務手続などを行い、令和８年度の事業採択を目指して推進を図っているところでございます。

また、事業内容における農家への周知等でございますが、市の光り輝く雲仙力アップ事業のパンフレットに掲載するなどして、事業周知ができるように努めております。

今後におきましても農業委員会との連携を行い、事業の周知推進を行うよう協議してまいります。

以上です。

○事務局（酒井 伸也君） ありがとうございます。ただいまの1項目めの遊休農地の発生防止・解消対策についての回答について、何かご質問等がございましたらお願いします。どうぞ。

○委員（14番 東 康敬君） 今の説明の中で、耕作放棄地を瑞穂町で3.5ヘクタール対象として営農をしているという状況の中で、そう見れば非常にいいような形で書いてありますけれども、我々が農地パトロールで行ったときに、あれで本当に営農ができて収益が上がる状態なのかと考えたときに、もうちょっと何とか手とお金を入れていかないと、本当に新聞報道で、テレビ報道なんかでもあったような現実が、そのままいけるかという心配もあるわけです。そこら辺は、部長はどういう考え方を持っておるか。实际的に、理想的にはいいことなんです、遊休農地を解消するということで。しかし、現実的にはちょっとというのが我々がパトロールをしたときの現実です。そこら辺の考え方はどうなんですか。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 農林課の宮本です。上横田地区の3.5ヘクタールのところについては、昨日から新しい苗木400本、定植を始めて400本、昨日で140本定植を行っているところです。

昨年度までに試験的に50本ぐらい植えた分と、自宅の畑でしちよった分を商品も既に商品化をして販路拡大に努めているところです。その中で、昨年度、新聞とかテレビとかにもあれしたんですけども、それを使ったクラフトビールというのを商品開発して、一応販売をして、ある程度収益が見込めるような成果というふうな話があります。

今後、さらなる販路拡大と、いろんな旅館とかホテルの提携とかをちょっと商品の売り込みを図りながら、私も東委員さんが言うように、作ってみた分が駄目じゃった、じゃあ撤退という、芸人でいったら一発芸人にならんごとしとけよといつも言うことです。最初だけ派手なパフォーマンスは要らんとよということで、やっぱり農地の所有者であったり地元の人たちはずっと長い目で心配をしているから、あんまり派手なことをするんじゃなくて、長い継続的に営農ができる仕組みをつくってくれということで、私も入って指導をしているところです。もうしばらく様子を見ていただければいいかなと思います。よろしくお願いします。

○委員（14番 東 康敬君） できればそういう人が農家のサンプルとして、モニターとして成功ができるような状態の中でしてもらえれば、我々も助かるというところがあるわけです。あんだけの遊休農地、耕作放棄地の解消をやって、こんだけの収益を上げながら結果が出ているというものを見せてもらえればいいわけです。よくお願いします。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 分かりました。

○委員（17番 小筏 正治君） 400本植えられたとは、面積はどのぐらいを植えた。

○農林課課長（岩本 忠彦君） 今、3.5ヘクタールのうち半分までいかないところで、大体400本植え終わる予定です。残りについては、きわのところはやっぱり果樹を植えても生育が悪い

ということで、ちょっとナッツ類とか、あとクロ、何か油が取れる木の植栽と、そのあたりをちょっと計画をしているような状況です。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようでしたら、次にお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 次の２項目め、労働力不足の解消、労力確保対策について、農林課のほうからお願いします。

○農林課班長（久保田 利之君） 回答といたしまして、農業者の労働力不足の解消や労力確保対策については、農林課としましても喫緊の課題として捉えており、本年度は農援隊事業への活動支援や農福連携の体制づくりの推進に向けて、関係機関と連携して取り組んでいるところでございます。

雲仙市においては、昨年１２月２０日に株式会社リクルート様と市内事業者の雇用促進及び地域活性化に関する連携協定を締結しており、農業者に対して同社の採用支援サービス導入や採用業務のデジタル化を支援する目的で、１月２９日に農業事業者向け人材採用研修会を開催し、農業者の労力不足の解消を図っているところです。

研修会では、同社の無料採用支援サービスを活用して求人情報を作成し、同社の求人検索サイト *I n d e e d* に求人掲載する方法を学ぶことができ、参加者からは、手軽に採用ページを知ることができてよかったと好評でございました。今後も様々な求人募集の方法について農業者の方に積極的に周知し、農業者の労働力不足の解消を図っていきたいと考えております。

なお、年間を通じて常時雇用ができるよう、農業者自らも雇用者として確かなスキルを身につけていただくとともに、働きやすい労働環境や諸条件等の整備が重要でございますので、関係機関と連携し指導、助言を行うなど、引き続き農業者と連携を図りながら労力確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○農林課主査（黒川 康介君） すいません、少し補足で説明させていただきたいと思います。農林課の黒川です。よろしくお願いします。

要望の中で、労力支援に向けた取組ということていろいろ書かれているんで、その実績について情報共有をしてほしいというようなところについての回答が漏れておりまして、申し訳ございません。口頭で説明させていただきたいと思います。

１日農業バイト *d a y w o r k* の令和５年の実績につきましては、島原半島３市において、アプリ登録農家数は６６件であり、うち雲仙市におきましては２１件となっております。また、実際に活用した件数につきましては、３市において２１件となり、うち雲仙市におきましては４件の実績となっております。

令和４年度の農援隊の実績につきましては、雲仙市管内に４名の隊員が派遣されており、利用され

た農業者の戸数は92戸で、延べ戸数は792戸となっております。

株式会社エヌの実績につきましては、令和6年1月15日時点で、島原半島の管内に100名の外国人材が派遣されており、その内訳は、JA島原雲仙の農協で46名、農業者が54名となっております。雲仙市管内では、農業者8経営体が利用されており、派遣人数は29名となっております。

以上になります。

○事務局（酒井 伸也君） ありがとうございます。先ほどの回答について、何かご質問等がありましたらお願いします。どうぞ。

○委員（14番 東 康敬君） 今、黒川君から説明があったけど、この株式会社エヌの説明をちょっと聞いたけど、やっぱり月に1人二十七、八万かかるちゅうわけですたい。採算が合うんかねというふうな形の中で、ここら辺の出資というのは、県と農協とどこでしとんですか、これは。

○農林課主査（黒川 康介君） アソウ・ヒューマニーという人材派遣の会社があるんですけども、そこです。県と農協の中央会と民間のアソウのところで出資してつくった人材派遣の会社の形になります。

○委員（14番 東 康敬君） 給料、高かったじゃない、こういうのは。（発言する者あり）二十七、八万からちゅうたもん、月に。そこら辺のもうちよつと使いやすいような金額的なところが出てこんのかなというところもあるわけ。実際的に何も心配をせんでもいいから使いやすくはあるわけでしたいね。ところがやっぱり使いやすい裏側にはお金がいっぱいかかるというのがちょっと負担があるもんじゃから、そこら辺はどう思うのか。

人材派遣という意味でも、農福連携とかシルバー人材とかいろいろ書いてあるけど、メンバーがおらんわけですよ。人がおらん、これには。（発言する者あり）だからそこら辺は理想の形かもしれんけど、現実がなかなか動いとらんというのが現実と思うわけです。もうちよつと使いやすいような形の中で、満遍なく農家に人材派遣ができる姿というのを農林のほうで体制づくりをしてくれれば我々も助かるわけです。

○農林課主査（黒川 康介君） おっしゃられるように農業者の皆さんの農繁期、収穫時期ですとか、そういった時期に集中して人手が欲しいというような要望が多くありまして、そういった短期の人材、労力確保ということであれば、競合する部分がありまして、農福連携を広く呼びかけ、掘り起こしを行っているようなところはあるんですけども、やはり皆さんの要望に応え切れていないというような部分がありますので、そこについては振興局ですとか、県とかの関係機関と協議しながら、いい方策をちょっと考えていければなというふうには思っているところでございます。

○委員（14番 東 康敬君） 結局、労力不足の解消と労力確保対策に対する意見書ですよ。これに対する具体的な答えというのをもうちよつと具体的に欲しいところがあるわけ。これに対してはこういう形、これに対してはこういう形で利用ができますよという具体的な方法論というのがあれば、

あまりにこれは抽象的だから、どういうふうにして利用すればいいかというのが全然分からんじやなかですか。それをもうちょっと具体的に、こういうふうにする、利用できるのかなというのをもうちょっと具体的に、抽象的じゃなくて具体的に、こうしてこうしてこうすればこうなりますよというのをしてくれんと、我々農業者はちょっと頭が悪いもんじゃから、こういう文書だけでは理解に苦しむところがあるわけ。よろしく。

○農林課主査（黒川 康介君） 検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（馬場 保君） ほかにいいですか。どうぞ。

○委員（１４番 東 康敬君） 農福連携は福は福祉はどこどこをしとるわけ、今。具体的には。

○農林課主査（黒川 康介君） 主に取り組んでいるところだと、南高愛隣会ですとか、ウェルカム社瑞穂さんですとか、一輪花くにみさんとか、星のくまさんとか、大吉さん、幾つかあります。ただ、やっぱりその事業所についても、農業の施設外就労だけをやっているわけではないので、いろんな業務をこなしながら、その中で農業のほうにも取り組んでいるというような状況かなと思います。

○委員（１４番 東 康敬君） 例えば、農福で福祉と連携を取るときに、どこに連絡してどういう形で使えばいいかちゅうのを具体的には何も世話をせんわけ。（発言する者あり）

○農林課主査（黒川 康介君） そのあたりでしたら、多分、１人、仲介役というかコーディネーターみたいな形がいれば、多分スムーズに進むんじゃないのかということだと思うんですけども、そういう検討もしてはいるんですけども、まだちょっと明確な方向性というのが示せていないような状況ですので、ちょっとそのあたりとかも関係者を交えて、今後、検討していきたいなというふうな形です。

○委員（１４番 東 康敬君） だから今言ったように具体的にやると、抽象的にぼんぼんと言うたって、多分、文書にやっただけで、結果をどういう形で利用すればいいんかちゅうの具体的には全然出てこんじやなかですか。そこら辺はお願いをしたいところです。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようでしたら次に。

○事務局（酒井 伸也君） 次の３項目めの肥料や燃油、飼料等の高騰に対する支援策について、農林課よりお願いします。

○農林課班長（久保田 利之君） それでは、座って回答させていただきます。

肥料価格高騰対策として、国や県の支援事業とは別に、本市としても、令和４年度秋肥分及び令和５年度春肥分において、肥料価格上昇分に対し１５％を上乗せする支援を行いました。

さらに、農業用燃油の価格高騰対策として、国の支援事業と省エネ設備への導入による燃油使用量の削減のための支援を令和５年度も行っております。支援内容として、施設園芸の加温用燃油として

使用するA重油1リットル当たり10円以内を補填金として交付し、補助金限度額100万円以内としております。

家畜の飼料高騰対策につきましては、購入配合飼料及び単味飼料に対して、令和3年度はトン当たり200円、令和4年度はトン当たり300円の支援を行っております。

また、令和5年度においても、トン当たり300円を上半期分として支援を行い、下半期分については、現在、取りまとめ中です。

今後も、国や県の動向を注視しながら、支援策については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○事務局（酒井 伸也君） ありがとうございます。ただいまの回答について、質問等がありましたらお願いします。どうぞ。

○委員（15番 森崎 茂徳君） この肥料対策で、何で1年で打ち切ったと。後はしよらんやん。たった1回だけ。

○農林課班長（久保田 利之君） これ、4年度の秋肥、5年度の秋肥というような形でさせていただいています。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そして、間に合わんからこれにしたん。

○農林課課長（岩本 忠彦君） すいません。この財源が国の地方特別交付税の関係、そういった国のほうが期限を設定するとです。いつまでに農家さんへの振込が終わってしまわんば対象になりませんよというふうに特別なルールがあったとです。それで、期限を設け……。

○委員（15番 森崎 茂徳君） その前に周知ば先にしてほしい。知らずに、結局、これだけしちや駄目とか、あれして、ほかんここは入れずにしちよったら、もうしちよらんここは駄目とか言われて、何人も困った人がおらした。農協関係は農協関係だけしかせんとかさ。

○農林課課長（岩本 忠彦君） 我々も精いっぱい頑張ってやったつもりやったんですけど、もっと早くできるように、国、県へちゃんとまた要望をしていきたいと思います。すいませんでした。

○委員（9番 徳永 玉義君） それと家畜の飼料ですけど、いろいろ証明書が要るでしょ。トン当たり200円ぐらいもらうのに証明書ばかり。なかったですか。証明書を五、六枚、何かあちこちからもろうてこいつてきちよったんですけど、たったトンの200円ぐらいで証明書代が幾らかかかるから。そんな状況だったです。

○議長（馬場 保君） ほか、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようでしたら、次に。

○事務局（酒井 伸也君） 次の4項目めの農業委員会事務局の職員体制整備について、人事課のほうからお願いします。

○人事課課長（稲本 建治君） 人事課の稲本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

ご指摘のとおり、雲仙市職員定数条例第2条の規定で、農業委員会事務局の職員定数は6人となっております。また、農業委員会事務局を含む市全体の職員定数は449人と規定しております。

なお、雲仙市行革推進委員会からの答申を受けて、第4次雲仙市行革大綱における適正な職員数は最大で411人とされており、令和5年度の職員数は408名となっております。

市を取り巻く環境ですけれども、少子高齢化や人口減少問題、地方創生や国・県などの新たな事業などにより業務量が増大する中、複数の部署からも増員要望がございます。要望に応えることができない厳しい状況でございます。

さらに、近年、人手不足によります民間企業の積極的な採用や賃金の上昇、公務員離れなどもありまして、令和6年度の新規採用職員の採用が計画どおりに実施できないという状況になっております。

今回、農業委員会事務局への増員要望を頂きましたけれども、上記のような市全体の業務量や組織的な諸事情もございますので、現時点ではご要望どおり増員することができない状況になっております。ただ、7年度以降につきましては、改めて各課の業務量調査を行いまして、また、職員採用により職員数の増員も検討を図りながら、限られた職員数の中で適正に職員の配分に努めてまいりたいと思っておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○事務局（酒井 伸也君） ありがとうございます。ただいまの回答につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） この農業委員会の人事、職員体制、この中で、一番うちらが現場で思うのは、農林でも一緒、農業委員会でも一緒やけど、特に農林とか農業委員関係になれば、自治会の名前とか地番とか、いろんな専門用語じゃないけど出てくるわけですね。そういう地域に対する特徴の名前が。そういった中で、あんまり職員をぐらぐら農業委員会の中で替えてもらえれば、また新人が来れば地区も分からん、誰が分からんというふうな格好の中で、全く話が進んでいかないというのが現状あるわけなんです。

だから、そこら辺は人事のほうで、ある程度やっぱり経験を積んだ中での人事というのを考えてもらえれば、我々農業委員としてでも、やっぱり農地とかいろんなものですときに助かるところがあるわけです。ただ、職員が知らなかったら先に進まんわけです。うちらがどんだけ言うたって、職員が事務的に進めていかんと前に進まんのです。だから、そこら辺はやっぱり人事のほうで考えながら、ある程度経験を積みながら、農林とか農業委員会というのはやってもらえれば助かるというところがあるわけです。よろしくお願いします。

○人事課課長（稲本 建治君） 分かりました。それはご意見として賜りましたので、今後また職員配置をする中で、また考えさせていただきたいと思っています。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようでしたら次に。

○事務局（酒井 伸也君） 最後の5項目めの意見書に対する進捗状況等の報告について、農林課のほうからお願いします。

○農林課班長（久保田 利之君） 各地区の調査会については、農林課においても農地流動化の動きの把握や農業委員会との連携を図る上で非常に有意義な情報交換の場と捉えております。

今後も引き続き各種会議に参加させていただき、農業施策の情報提供、意見書の要望に対する進捗状況の報告等を行ってまいりたいと考えております。

○事務局（酒井 伸也君） ありがとうございました。ただいまの回答について、何かご質疑等がありましたらお願いします。

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。（発言する者あり）

○委員（14番 東 康敬君） 農業委員会に対するご意見はないんかと聞いてみて。こっちに対する要望はないんかって。

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、次の雲仙農業振興地域整備計画変更（全体見直し）への意見聴取について、事務局の説明を求めます。

○農林課主査（小田 暁久君） 皆さん、こんにちは。雲仙市役所農林課小田です。よろしくお願いします。すいません。貴重な時間を頂きまして。

資料は……。

○事務局（酒井 伸也君） ちょっと一旦ここで。もう今の意見書の回答については終わりましたので、もう退室ということに。（発言する者あり）

すいません、2番目の雲仙農業振興地域整備計画変更（全体見直し）への意見聴取について、農林課から説明がありますので、お願いします。

○農林課主査（小田 暁久君） 私のほうから、資料はこちらの様式第23号です。雲仙市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）変更理由書（全体見直し）についてご説明申し上げます。座って説明します。

まず1番の雲仙市農業振興地域整備計画変更理由でございます。

現在、市が策定している雲仙農業振興地域整備計画（令和元年策定）について、国の農用地等の確保等に関する基本指針の変更に伴い、県の農業振興地域整備基本方針の変更が行われたこと並びに令和6年度に計画策定から5年を経過することから、雲仙農業振興地域整備計画の全体的な見直しを行

うものでございます。

こちらについては、馬場会長はじめ雲仙市農業推進協議会において、各町で農業委員さんを1名ずつ選出いただいて、内容についてご協議いただいている内容でございます。

次に、内容についてご説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

この農業振興地域整備計画全体見直しで整備する農用地というのが、基本的に、皆さんが農地パトロールをして非農地通知を判断した農地、令和元年から今までの分をずっと集計して、その分、農地パトロールで赤判定が出たけども、農振農用地に指定されていれば農振除外については必要なんですけども、こういった5年に1度の全体見直しでそういう非農地通知が出たところを外してあげることによって、非農地通知が出されたところの農振除外の手続が不要になるようなこととなります。

また、公共的施設用地で道路などを造っていると思いますけども、道路などもこの全体見直しで手続で外すような形になっております。

この3ページにあります増加のところでございます。地域の編入農用地として436筆、55.2ヘクタールでございます。集团的農用地が426筆、そして農業用施設が10筆でございます。

減少でございますが、減少で農業上の利用が見込まれない山林原野が6,167筆、面積として341.1ヘクタール、また、先ほど申し上げた公共的施設用地、これは道路のことなんですけども、これが1,596筆の43.3ヘクタール、また、次にある農用地等とすることが不適当な農地（規則4条の4該当）と、これは115筆あるんですけども、こちらも道路用地ということで、1.7ヘクタール、合計の除外、減少が8,063筆の391.1ヘクタールということで、山林原野になっているところと道路用地に該当するところでほとんどこの減少部分は説明できます。

一応それを図面に落としたのが次のページ以降になっております。

次のページが雲仙市農振農用地の変更写真でございます。こちら、右下に凡例を書かせていただいておりますが、黄色のところが農用地でございます。そして、赤色のところが編入検討地、そして、紫のところが除外するところでございます。

これを各町ごとにピックアップさせていただいたのが次のページからでございます。国見町から順につけさせていただいております。

各町ごとの農振農用地については、右下の凡例を少し細かく表示をさせていただいております。水色のところが農振農用地の田んぼ、黄色のところが農振農用地の畑、そして緑のところが農振農用地の山林・原野、混牧林地、採草放牧地、網かけの黄色のところが農用地一部除外しているところ、そして、白で青の線の斜め線が入っているところが一部軽微変更しているところ、そして、次が農業用施設用地、そして赤色が編入検討地、紫が除外検討地という流れで、各町ごとにつけさせていただいております。

以上、簡単ではございますがご説明させていただきます。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ただいまの説明に対して意見、質問などがありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

○委員（１４番 東 康敬君） これ大体農振の除外はいつできるわけ。

○農林課主査（小田 暁久君） 一応、今日許可をもらって、順調に進むと大体めで7月ぐらいに農振除外が完了する見込みです。

○委員（１４番 東 康敬君） それはもう完了したときには、例えば、支所には支所にもうこれは外れましたよという情報が行くわけ。

○農林課主査（小田 暁久君） 情報は全て農林課のほうで持っている。

○委員（１４番 東 康敬君） 農林課で。

○農林課班長（久保田 利之君） 地図とかを見て、こちらのほうに問合せしていただければ、外れたか外れとらんかというのは分かると思います。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、次に移りたいと思いますが、農林の方はもう退席されて結構です。ありがとうございました。

次に、農地利用最適化推進委員の内定について、事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 先ほどお配りした資料のホッチキス止めの、頭に農地利用最適化推進候補者名簿を御覧ください。

先月の2月5日に、推進委員の選定委員会を開きまして、この1枚目の表にありますとおり、候補者の内定の内定というか、選定をしております。この2枚目以降には、その方たちの経歴とか、農業経営の状況を添付しております。

何かこの候補者について内容を少し見ていただいて、何か異議等がなければ、この方たちに内定通知を送付する予定にしておりますので、内容確認のほうをお願いしていただいて、ご異議があれば、何かここで出していただければと思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して意見、質問などありましたら、挙手の上発言をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） ちなみに、備考欄には再任の方には「再」という文字と、新規で選ばれている方には「新」というふうに表示をしております。

以上です。

○議長（馬場 保君） 何かございませんか。（発言する者あり）

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようでしたら、これで、候補者の内定について、承認ということで決定します。後は事務局のほうで手続等々。

○事務局（酒井 伸也君） そうですね、8月の新体制での農業委員会第2回臨時総会で決定してもらう形になります。

○議長（馬場 保君） それでは、こういうことでよろしく、認識のほどお願いいたします。
ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようでしたら、その他に移りますけど、皆さんから何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） なければ、私から、正月早々よりの能登半島の地震で、農業委員会としても現金を送るように決めたでしょ。それを、この間から会計の本田さんよりもう振り込んでいただいておりますので、報告しときます。

ありがとうございます。

後はほかに何もございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようでしたら、これをもちまして農政推進に係る協議を終了します。委員の皆様、お疲れでした。

午後4時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 3月 5日

議 長

署名委員

署名委員